

知らなかったでは、 すまない!

～SNSに潜む危険～

誹謗中傷



侮辱罪、名誉棄損
問題行動

自撮り
被害



脅迫、誘拐

個人情報流出

知らない人からの
アプローチ



なりすまし



SNSアカウント
プロフィール

闇バイト



受け子・掛け子

千葉県



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

インターネットの利用に関する家庭内のルールづくりを！

近年、スマートフォンや携帯電話が普及し、青少年がインターネットやSNSを利用する機会が増えた一方、正しい知識や使い方を知らないために、これらに起因するトラブルや事件に巻き込まれる可能性が高まっています。トラブルや事件に遭わないために、家庭内でのルールづくりやフィルタリング機能やペアレンタルコントロール機能についても確認しておきましょう。

家庭内でのルール例

- 何かあったらすぐに相談する
- 知らない人とのやり取りは避ける
- 闇バイトや違法薬物の売買には加担しないこと
- ゲーム課金の上限額
- SNSに個人情報や誹謗中傷にあたる内容は書き込まないこと

フィルタリング機能

- 有害な情報を含むサイトの閲覧を制限することができるサービスです。

ペアレンタルコントロール機能

- 保護者が子供のスマートフォンの使用時間等を管理することができます。



インターネット・SNSに起因するトラブルや事件の具体例

誹謗中傷（ネット上に他人の悪口や根拠のないデマを書き込むこと）

匿名であっても情報が開示され、侮辱罪や名誉棄損で訴えられる場合があります。相手の心や将来を傷つける行為は絶対にやってはいけません。

知らない人からのアプローチ（ネット上で知り合った人から実際に会おうと誘われること）

SNSのやり取りを発端としたストーカー、誘拐または殺人等の犯罪事件に子供が巻き込まれるケースが後を立ちません。ネット上で知り合った人と実際に会うことは避けましょう。

個人情報流出（SNS上に学校のこと、友達との写真等を安易に投稿してしまうこと）

SNSアカウントのプロフィールなど断片的な情報から個人を特定され、犯罪被害に遭う可能性があります。一度拡散された情報は完全に消せないことを認識するとともに投稿する際には細心の注意を払いましょう。また、最近では位置情報共有サービスを使った犯罪被害が発生しています。必要以上に位置情報を他人に教えるのは止めましょう。

自撮り撮り被害（ネット上で知り合った人に騙されて自分の裸の画像等を送ってしまうこと）

青少年に裸の画像等の提供を求めることは条例で禁止されています。ネット上で知り合った人から裸の画像等の提供を求められた場合、脅迫や性犯罪に巻き込まれる可能性があるため絶対に断り、ただちに警察や周りの大人に相談しましょう。また、交際相手であっても写真の流出の可能性があるので軽々しく送らないようにしましょう。

闇バイト（特殊詐欺の受け子・掛け子等高額な報酬と引き換えに違法行為を行うアルバイトのこと）

SNS上での闇バイトの募集が増えています。簡単な仕事内容でありながら高額な報酬がもらえることに惹かれて違法行為をしてしまうと場合によっては逮捕されることもあります。闇バイトと知らずに詐欺の加担をしてしまった事例もあるため、SNS上の甘言には気をつけましょう。

保護者の
みなさまへ

■保護者がおさえておきたい4つの大切なポイント

出典：内閣府ホームページ

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_use/r02/leaf/pdf/leaf-print.pdf



相談窓口

千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」

火～日10:00～17:00（定休：年末年始、月曜（祝日の場合は翌火曜休））

TEL.043-420-8066

子どもと親のサポートセンター

TEL.0120-415-446 24時間

千葉県警察少年センター（ヤング・テレホン）

月～金9:00～17:00（休祝日・年末年始を除く）

TEL.0120-783-497

相談内容別 青少年相談機関はこちら

（子ども・若者のための相談・支援窓口のご案内）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/kenzenikusei/kodomowakamono/202001anna.html>



チラシの問い合わせ先

千葉県環境生活部県民生活課

TEL.043-223-2291

TEL.043-223-2330



<https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/kenzenikusei/soudan/keihatsu.html>